

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

②「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

○「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況

- ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来(悪性腫瘍手術の前後の外来等)
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来(外来化学療法、外来放射線治療等)
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)

○紹介・逆紹介の状況

○紹介受診重点医療機関となる意向の有無

○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

①医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。

(※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ

再診に占める重点外来の割合25%以上

②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。

(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

